

令和元年 10月1日施行

多摩市受動喫煙防止条例

安心して
いきいきと

暮らせるまちづくり



誰もが健康で幸せでいられる健幸都市（スマートウェルネスシティ）
を目指し、多摩市受動喫煙防止条例を制定しました。

守ります

たばこの煙による健康影響
から市民を守ります。



- 公園の敷地内（除外時間有り）
- 幼稚園・保育園、小・中・高等学校の敷地内とその敷地に隣接する路上
- 市が管理する施設とその施設に隣接する路上

応援します

禁煙を希望する
市民を応援します。

令和元年10月1日より、
禁煙治療費助成を開始します。
(市内在住の20歳以上の方)



整備します

たばこを吸う人と吸わない人が
互いに配慮できる環境を整備します。



- 受動喫煙防止重点区域を新たに指定
- 市内4駅に設置している喫煙スポットを整備

取り組みます

たばこの正しい知識の
普及・啓発に
取り組みます。

喫煙や受動喫煙の健康影響について正しく理解できる
よう普及啓発に努めます。



東京都の取り組み

東京 2020 大会に向け、たばこを吸う人も吸わない人も、快適に過ごせる街の実現を目指し、東京都受動喫煙防止条例を昨年6月に策定しました。段階的に施行し、2020年4月1日に全面施行します。

第一段階として、喫煙ができる場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない等、都民の皆様の責務を定めています。責務に関する規定は、平成31年1月1日に施行しました。

第二段階として、令和元年7月1日からは、幼稚園・保育園、小・中・高等学校、児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎を屋内全面禁煙とする規則を施行しました。

第三段階として、令和元年9月1日から飲食店の店内禁煙状況を店頭に表示することを義務化しました。



詳しくはこちらをご覧ください。
多摩市公式ホームページ▶▶▶



問合せ

多摩市立健康センター
(042-376-9111)